

ホスティングサービスの設定代行に関する利用規約 【現改比較表】 2025年9月1日現在

～2025年9月30日

2025年10月1日～

料金表

- 第1表 工事に関する費用（設定工事費）
- 2 工事費の額
- ア 設定工事費

区 分		単 位	工事費の額	
設定工事費	複数ドメインウェブ設定	1のドメインごとに	<u>10,000円(11,000円)</u>	
	DNSゾーン編集	下記以外の場 合	1のレコードごとに	<u>8,000円(8,800円)</u>
		短納期の場合	1のレコードごとに	<u>10,000円(11,000円)</u>
	メーリング リスト作成	第5種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	1メーリングリストご とに	<u>8,000円(8,800円)</u>
	メールアドレス作成	第8種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	50メールアドレスまで ごとに	<u>20,000円(22,000円)</u>
		第5種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	10 メールアドレスまで ごとに	<u>10,000円(11,000円)</u>
	データベースソフトウ ェアインス トール	第5種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	1の工事ごとに	<u>8,000円(8,800円)</u>
	フォームメール作成		1の工事ごとに	<u>20,000円(22,000円)</u>
	アクセスレ ポート設定	第8種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	1のドメインごとに	<u>10,000円(11,000円)</u>

料金表

- 第1表 工事に関する費用（設定工事費）
- 2 工事費の額
- ア 設定工事費

区 分		単 位	工事費の額	
設定工事費	複数ドメインウェブ設定	1のドメインごとに	<u>14,000円(15,400円)</u>	
	DNSゾーン編集	下記以外の場 合	1のレコードごとに	<u>8,400円(9,240円)</u>
		短納期の場合	1のレコードごとに	<u>14,400円(15,840円)</u>
	メーリング リスト作成	第5種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	1メーリングリストご とに	<u>11,000円(12,100円)</u>
	メールアドレス作成	第8種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	50メールアドレスまで ごとに	<u>28,000円(30,800円)</u>
		第5種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	10 メールアドレスまで ごとに	<u>14,000円(15,400円)</u>
	データベースソフトウ ェアインス トール	第5種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	1の工事ごとに	<u>11,200円(12,320円)</u>
	フォームメール作成		1の工事ごとに	<u>28,000円(30,800円)</u>
	アクセスレ ポート設定	第8種ホステ ィングサービ スに関する工 事の場合	1のドメインごとに	<u>14,000円(15,400円)</u>

ブログシステムインストール	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の工事ごとに	10,000円(11,000円)
ドメイン編集	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の工事ごとに	5,000円(5,500円)
サーバー引越しパック	第8種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の契約ごとに	50,000円(55,000円)
	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の契約ごとに	30,000円(33,000円)

ブログシステムインストール	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の工事ごとに	14,000円(15,400円)
ドメイン編集	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の工事ごとに	7,000円(7,700円)
サーバー引越しパック	第8種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の契約ごとに	70,000円(77,000円)
	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	1の契約ごとに	42,000円(46,200円)

[附 則 \(令和7年8月12日 CAS企000400007478-01号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和7年10月1日から実施します。この場合において、本改正による変更後の条件は令和7年10月1日以降に利用又は変更の申込みがあったものから適用するものとします。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。](#)

[3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。](#)